

# 九条の会・いすみ市より

## 高校生の皆さんへ

この春から高校生となられた新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます！  
高校生活への希望を胸に一步を踏み出されたことでしょう。  
2年生、3年生の皆さんは、新年度が始まり部活動や勉強に頑張っておられることと思います。

皆さんは、私たちの国の憲法をどれくらい知っているでしょう？

憲法？なにそれ？？と思ったひと。 ああ、なんか聞いたことあると思ったひと。

もちろん、知ってるよ！と思ったひと。 . . . さまざまだと思います。

憲法をよく知らなくても、「**憲法記念日**」5月3日が国民の休日だということは皆さん知っていますよね！

そう思ったら、**憲法を知るチャンス**です！

どんなものか、**憲法のドアを開けてみてください**！

皆さんが憲法を知ることで、**ひとりの人間**としてより良く

**生きる手がかりや希望を持つ**ことができるでしょう。

**憲法を知って人生を豊かにしよう！**

### 憲法13条

『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』

憲法には国のあり方を定めた大きな柱となる、「**憲法三原則**」

『**国民主権、基本的人権の尊重、平和主義**』があります。

「国民主権」（主権在民）

18歳以上の人は選挙権を手にすることができます。選挙活動をして国民の代表として、選えられた人が政治を行います。

【私たちのことを権力者が勝手に決めないように、自分の意見を持つことは大切です。】

「基本的人権の尊重」

人間らしく生きる権利。

思想、良心、信教、学問、表現、職業選択の自由、

【差別的扱いを受けない権利、健康な最低限度の生活の権利、教育を受ける権利、裁判を受ける権利、参政権（投票する権利）等も含まれます。】

日本国憲法は『**最高法規**』で**国民の権利を護る**ためのものです。

ロシアによるウクライナ侵略戦争や、ミャンマー国軍が国民を弾圧虐殺したり、世界各地では悲しいことが絶えません。

青い地球は一つだけ、温暖化でさまざまな生物にも気象にも影響が出ているというのに、人間は愚かな争いの火種を消すことなく、いかに戦うかばかり論じています。人殺しの道具である武器・兵器を開発し売買したりすることは、人間が生きるうえで正しい道ではありません。どんな綺麗な言葉を並べても、戦争や虐殺を正当化することはできません。

日本はアジアの中にある国として、**平和主義・憲法九条**を持つ国だからこそ、アジア友好の先頭に立ち、国際貢献、平和外交を積極的にするべきなのです。

日本が長年にわたり守ってきた専守防衛の立場を自ら捨てて、戦争当事国とならないように、再び戦争の惨禍が起きることのないように、私たちは今こそ主権者としての権利を、日本の平和主義・憲法を守っていきたいのです。

## 日本国憲法第九条

1日本国民は、

正義と秩序を基調とする

国際平和を誠実に希求し、

国権の発動たる戦争と、

武力による威嚇又は武力の行使は、

国際紛争を解決する手段としては、

永久にこれを放棄する。

2前項の目的を達するため、

陸海空軍その他の戦力は、

これを保持しない。

国の交戦権は

これを認めない。

皆さんに一番に知ってほしい憲法は  
平和主義、憲法第九条  
戦争放棄の条文です！

先人たちがいました  
戦争が終わって憲法を手にした喜びを忘れない！

九条の会・いすみ市HP

スマホから



パソコンから

<https://9jo-isumi.jp.org/>

九条の会・いすみ市  
ホームページアドレス

<https://9jo-isumi.jp.org/>

ホームページはこちらの  
QRコードから  
ダウンロードできます



発行

九条の会・いすみ市  
運営委員会